

**先進医療の新規届出技術について
(届出状況／10月受理分)**

受理番号	技術名	適応症等	先進医療の内容	医薬品・医療機器情報	保険給付されない費用※1※2 (「先進医療に係る費用」)	保険給付される費用※2 (「保険外併用療養費に係る保険者負担」)	保険外併用療養費分に係る一部負担金	先進医療A又はB (事務局案)	受理日 ※3
016	難治性ウイルス眼感染疾患に対する包括的迅速PCR診断	ヘルペス性角膜内皮炎、ヘルペス性虹彩炎が疑われる片眼性の前眼部疾患又は急性網膜壊死、サイトメガロウイルス網膜炎、進行性網膜外層壊死が疑われる網膜壊死病巣を有する眼底病変	別紙1-1	別紙1-2	3万4千円(1回)	133万6千円	58万円	先進医療A	H25.10.20
017	難治性細菌・真菌眼感染疾患に対する包括的迅速PCR診断	前房蓄膿、強い前房フィブリンや硝子体混濁、網膜病変を伴う眼内炎	別紙2-1	別紙2-2	3万5千円(1回)	177万2千円	76万8千円	先進医療A	H25.10.20
018	内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術	甲状腺皮膜浸潤を伴わず、画像上明らかなリンパ節腫大を伴わない甲状腺癌	別紙3-1	別紙3-2	27万6千円	23万4千円	10万1千円	先進医療A	H25.10.20
019	内視鏡下頸部良性腫瘍摘出術	甲状腺良性腫瘍、パセドウ病及び副甲状腺機能亢進症	別紙4-1	別紙4-2	27万6千円	29万6千円	12万8千円	先進医療A	H25.10.20

※1 医療機関は患者に自己負担を求めることができる。

※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。

※3 原則として21日以降に受理した場合は翌月分として処理している。

【備考】

○ 先進医療A

- 1 未承認等の医薬品若しくは医療機器の使用又は医薬品若しくは医療機器の適応外使用を伴わない医療技術(4に掲げるものを除く。)
- 2 以下のような医療技術であって、当該検査薬等の使用による人体への影響が極めて小さいもの
 - (1)未承認等の体外診断薬の使用又は体外診断薬の適応外使用を伴う医療技術
 - (2)未承認等の検査薬の使用又は検査薬の適応外使用を伴う医療技術

○ 先進医療B

- 3 未承認等の医薬品若しくは医療機器の使用又は医薬品若しくは医療機器の適応外使用を伴う医療技術(2に掲げるものを除く。)
- 4 未承認等の医薬品若しくは医療機器の使用又は医薬品若しくは医療機器の適応外使用を伴わない医療技術であって、当該医療技術の安全性、有効性等に鑑み、その実施に係り、実施環境、技術の効果等について特に重点的な観察・評価を要するものと判断されるもの。